

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成について（任意接種）

平成26年10月1日から、この予防接種が予防接種法に基づく定期予防接種となり、66歳以上の人は今までに一人一回、肺炎球菌予防接種の接種機会がありました。しかし、様々な理由で接種機会を逃してしまった人が、接種を希望する場合は、予防接種法に基づかない任意予防接種として、接種費用の一部を助成します。

●対象者 岩倉市民で、接種時に65歳以上の人（助成は1回に限る）

※ただし、次に該当する人は除きます。

- ①定期予防接種対象者
- ②過去5年以内に接種をしたことがある人
- ③平成23年4月1日以降、岩倉市で肺炎球菌の接種費用の助成を受けたことがある人

●自己負担額 3,500円

●申請方法

市内実施医療機関（下記参照）で接種をする場合 ※事前に申請が必要です。

①助成券を発行しますので、保健センターに本人確認ができるもの（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等）を持参して申請してください。

②申請後、市内の医療機関（下記参照）に事前に接種日を予約し、市発行の助成券を持って接種をしてください。

③医療機関窓口で自己負担額（3,500円）をお支払いください。

（令和7年4月現在）

医療機関名	連絡先	医療機関名	連絡先
有馬医院	37-0123	おしたにクリニック	38-3501
いとうクリニック	38-1112	かみのクリニック	38-3800
伊藤皮フ科	66-3801	丹羽内科クリニック	66-3366
いのうえ耳鼻咽喉科	38-4133	のざき内科・循環器科クリニック	37-2018
いわくら耳鼻咽喉科	66-4533	ませきクリニック	37-0175
いわくら内科・呼吸器内科クリニック	66-3434	名草クリニック	37-1700
岩倉東クリニック	66-1210	ようてい中央クリニック	66-5133
岩倉病院	37-8155		

上記以外の医療機関で接種をする場合 ※接種後に申請が必要です。

接種費用から3,500円を差引いた額（上限4,880円）を後日口座振込しますので、希望する人は、接種後に保健センターへお越しください。

（持ち物）領収書（レシート不可、ワクチン名が記載されていること）、接種したことを証明する書類、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証など）、通帳、印鑑

●低所得者の接種費用の全額助成について

市民税非課税世帯（生活保護受給世帯等を含む）に属する人が接種を受ける場合、接種費用を全額助成します。該当する人は、申請時にお申し出ください。

（持ち物）本人確認ができるもの（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等）

※令和6年1月2日以降に転入した人は、申請時期によっては前住所地の市町村民税非課税証明書（世帯全員分）が必要となる場合があります。詳しくは、岩倉市保健センターにお問い合わせください。

〈高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）接種をご希望のかたへ〉

～予防接種を受ける前に必ず、お読みください。～

この予防接種は、予防接種法で接種を義務付けられた「定期予防接種」ではなく、効果と副反応等を理解し、医師との相談によって本人の意思で行う「**任意予防接種**」です。この文章をよくお読みになり、十分に理解した上で予防接種を受けてください。

高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）について

- 肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぎます。
※全ての肺炎を予防するワクチンではありません。
- 接種してから免疫（抗体）ができるまで、平均で3週間ほどかかります。
- 1回の接種で5年以上の免疫が持続すると言われています。
- 季節を問わず、接種可能です。
- 過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種した人は、5年以上経過していることが必要です。
(5年以内に接種をした場合、接種効果よりも、副反応が強く出てしまうことがあります。)

予防接種を受けることができない人

- 明らかに発熱している人（通常は37.5℃以上ある場合）。
- 重い急性疾患にかかっている人。
- このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応）を起こしたことがある人。
- その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいと言われた人。

次の人は接種前に医師にご相談ください

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人。
- 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた人。
- 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人。
- 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある人、もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる。
- このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人。

予防接種救済制度について

肺炎球菌ワクチンの予防接種は予防接種法に基づかない任意の予防接種のため、国の健康被害の認定はされませんが、医薬品の副作用によるものであると認められた場合は、医薬品副作用被害救済制度の対象となります。